

# 公益社団法人福岡県社会福祉士会定款 改正案

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

### (目的)

第3条 本会は、社会福祉の援助を必要とする福岡県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって福岡県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (公益目的事業)

第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助、権利擁護を必要とする福岡県民への相談援助事業
- (2) 福岡県民への社会福祉に関する知識及び技術に関する広報啓発事業
- (3) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する研修事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 福祉サービス第三者評価及び指定調査機関に関する事業
- (6) 社会福祉士等の福祉関連資格取得の支援に関する事業
- (7) その他公益目的を達成するために必要な事業

### (その他の事業)

第5条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

### (事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (規律)

第7条 本会は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本士会」という。）が定める社会福祉士の倫理綱領及び行動規範（以下「倫理綱領及び行動規範」という。）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

2 本会の会員は、倫理綱領及び行動規範を遵守し、強き責任感をもって誠実にその職務を行い、職務の内外を問わず、高き品位を保たなければならない。

## 第2章 会員

### (種別)

第8条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会の目

的に賛同して入会したものの

- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの
- (4) 準会員 次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの
  - (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
  - (イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
  - (ウ) その他、入会が適当と認められる者

#### (正会員の権利)

**第8条の2** 正会員は、次の各号について権利を有する。

- (1) 正会員から代議員総会に出席する代議員を選出すること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、本会に対して行使すること。
  - ア 「一般社団・財団法人法」第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - イ 「一般社団・財団法人法」第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - ウ 「一般社団・財団法人法」第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - エ 「一般社団・財団法人法」第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
  - オ 「一般社団・財団法人法」第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
  - カ 「一般社団・財団法人法」第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - キ 「一般社団・財団法人法」第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - ク 「一般社団・財団法人法」第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

#### (入会)

**第9条** 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

**2** 入会は、代議員総会が別に定める入会及び退会規則（以下「入会及び退会規則」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

**第10条** 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、代議員総会において定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2** 正会員に対する会費等の減免は、会費に関する規則に基づいて、これを行うものとする。
- 3** 賛助会員は、会費に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 4** 前3項の会費等及び賛助会費については、その5%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

#### (会員の資格喪失)

**第11条** 会員が次の各号（賛助会員にあつては第3号及び第4号を除き、名誉会員及び準会員にあつては第3号から第5号までを除く。）のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (5) 法第33条の規定により、登録を消除されたとき。
- (6) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 総正会員の同意があつたとき。

#### (退会)

**第12条** 正会員及び賛助会員ならびに準会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会するこ

とができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める「正会員の懲戒に関する規則（規則第6号）」による苦情申立がなされた正会員については、処分の有無等が確定するまで退会届を留保し、本会正会員である資格は維持される。

#### （正会員に対する懲戒処分）

**第13条** 本会は、正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は倫理綱領及び行動規範に違反したとき。
- (2) 本会又は日本士会の名誉・信用を傷つけ、若しくはその目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったとき。

2 前項により除名が決議されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。

3 第1項の場合、本会は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、厚生労働大臣に対してその正会員の社会福祉士登録の取消し又は名称の使用の停止の意見具申を決議することができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

4 前項により厚生労働省に対する社会福祉士登録取消し又は名称の使用の停止の意見具申が議決されたときは、その正会員に対し、通知する。

5 本会は、正会員が第1項各号のいずれかに該当し、その程度が同項に至らない場合には、理事会の議決に基づき、戒告又は嚴重注意の懲戒処分をすることができる。この場合、その正会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

6 前項により戒告又は嚴重注意が議決されたときは、本会は、その正会員に対し、通知する。

7 正会員に対する除名、戒告又は嚴重注意の懲戒処分の手続については、本条に定めるもののほか、別に定める規程によるものとする。

8 本会は、正会員が懲戒処分を受けたときは、別に定める規程に基づき、その旨を公表することができる。

9 本会は、別に定める規程に基づき、正会員の懲戒処分の履歴を開示することができる。

#### （正会員以外の会員の除名）

**第13条の2** 本会は、賛助会員、名誉会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、本会は、その会員に対し、通知する。

#### （会員資格喪失に伴う権利及び義務）

**第14条** 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 代議員

#### （代議員）

**第15条** 本会は、正会員の中から選出された代議員をもって「一般社団・財団法人法」上の社員とする。

2 代議員は、正会員の中から概ね正会員50人に1人の割合をもって選出されるものとする。（端数の取扱いについては理事会で定める。）

3 代議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### （職務）

**第16条** 代議員は、正会員の意向を本会の運営に反映することを目的とし、代議員総会に出席して審議及び議決を行う。

2 代議員は、正会員の意向を反映できるよう努めるとともに、必要に応じ本会の活動に参加する。

#### (選出)

**第17条** 本会は、総正会員の中から、代議員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成する。その候補者名簿より、代議員及び予備代議員を選出する。

2 前項の候補者名簿作成において、正会員は等しく名簿に登録される。ただし理事及び監事は、候補者名簿に登録することができない。

3 代議員は、2年に1度、改選の前年の6月1日付で確定した候補者名簿から、次項の代議員選挙により改選年の5月までに選出する。

4 本会は、所属する正会員の中から、本会に所属する正会員による民主的な手続きによって代議員を選出する。

5 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙区割り、選挙方法、選挙区分毎の定数等の細目規定については、理事会において別に定める。

6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

7 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補することができる。

8 代議員が欠けた場合又は代議員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員が代議員になった場合の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が予備代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨当該特定の予備代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の予備代議員として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位

10 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。

#### (任期)

**第18条** 代議員の任期は、選任後、最初に開催される定時代議員総会の終結の時から2年後に実施される定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（「一般社団・財団法人法」第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（「一般社団・財団法人法」第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任及び解任（「一般社団・財団法人法」第63条及び第70条）並びに定款変更（「一般社団・財団法人法」第146条）についての議決権を有しないこととする。

#### (代議員の資格喪失)

**第19条** 代議員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。

(4) 除名又は解任されたとき。

(5) 総代議員が同意したとき。

#### (辞任)

**第20条** 代議員が本会を退会するとき、本会理事に立候補するとき、その他やむを得ない事情があるときは、代議員を辞任するものとする。ただし、辞任の届出は理事立候補届受理日以前に行われなければならない。

(解任)

**第21条** 代議員が、次の各号の一に該当するときは、代議員総会において出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その代議員に対し、当該代議員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ代議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他代議員としてふさわしくない行為が認められたとき。

## 第4章 代議員総会

(構成等)

**第22条** 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

3 第1項の代議員をもって構成する代議員総会をもって「一般社団・財団法人法」上の社員総会とする。

(権限)

**第23条** 代議員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
  - (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 入会の基準ならびに会費等及び賛助会費の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲受け
  - (8) 解散、公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (10) 不可欠特定財産の処分の承認
  - (11) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の代議員総会においては、第25条第3項の書面に記載した代議員総会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

**第24条** 本会の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会の2種とする。

2 定時代議員総会は、毎年1回6月に開催する。

3 臨時代議員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

**第25条** 代議員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を代議員総会の日とする臨時代議員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 代議員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

**第26条** 代議員総会の議長は、その代議員総会において、出席代議員の中から選出する。

(定足数)

第27条 代議員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する者の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第28条 代議員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(書面議決等)

第29条 代議員総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 第27条及び第28条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

3 理事又は代議員が、代議員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事が代議員の全員に対し代議員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第31条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び代表理事(会長)は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(代議員総会運営規則)

第32条 代議員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員総会において定める代議員総会運営規則による。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第33条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、その他17人以内を「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第34条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、常務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、常務理事は2名以内とする。

5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

#### (理事の職務・権限)

- 第35条** 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
  - 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
  - 5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
  - 6 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の状況を3ヶ月に1回以上、理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

- 第36条** 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 代議員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを代議員総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員総会に報告すること。
  - (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

- 第37条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、連続して4期を超えない範囲で、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のち、最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。ただし、連続して2期を超えない範囲で、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間と同一とする。
  - 4 役員は、第33条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第38条** 役員は、いつでも代議員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第39条** 常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、その職務にかかる報酬ならびにその職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、代議員総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規則による。

#### (取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第54条に定める理事会の組織及び運営に関する規程によるものとする。

#### (責任の免除)

第41条 総代議員の同意がなければ、理事及び監事がその任務を怠ったとき、本会に対しこれによって生じた損害の賠償責任は免除しない。

#### (顧問及び相談役)

第42条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問は、正会員以外の者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。

3 相談役は、本会役員経験者の中から、理事会において任期を定めたいえで選任する。

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (顧問及び相談役の職務)

第43条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

#### (設置)

第44条 本会は、すべての理事で組織する理事会を設置する。

#### (権限)

第45条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 代議員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 諸規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

#### (種類及び開催)

第46条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第36条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

**第47条** 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

**第48条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (定足数)

**第49条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

#### (決議)

**第50条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (決議の省略)

**第51条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

**第52条** 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第35条第6項の報告についてはこの限りではない。

#### (議事録)

**第53条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

#### (理事会運営規程)

**第54条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第6章 財産及び会計

#### (財産の管理・運用)

**第55条** 本会の財産の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により

別に定める経理規程によるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

**第56条** 本会の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の代議員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに福岡県知事に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

**第57条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時代議員総会で承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表及びその附属明細書
- (4) 損益計算書(活動計算書)及びその附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に福岡県知事に提出しなければならない。

3 本会は、第1項の定時代議員総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより、第1項各号の書類を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第58条** 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第4項4号の書類に記載するものとする。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第59条** 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、代議員総会において、総代議員の議決権の2分の1以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

#### (会計原則等)

**第60条** 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

**第61条** この定款は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、福岡県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく福岡県知事に届け出なければならない。

#### (合併等)

第62条 本会は、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

#### (解散)

第63条 本会は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員総会において、総代議員の議決権の3分の2以上の賛成による決議に基づき、解散することができる。

#### (公益目的取得財産残額の贈与)

第64条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除いて、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の処分)

第65条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、代議員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは「公益認定法」第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

#### (委員会)

第66条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

#### (設置等)

第67条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

#### (情報公開)

第68条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第69条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第70条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、福岡県内で発行される西日本新聞に掲載する方法による。

3 本会の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時代議員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、本会のホームページに掲載する。

## 第11章 支部組織

(支部組織)

第71条 本会は、代議員総会の決議によって、市区町村又は複数市区町村を単位として、支部を置くことができる。

2 支部は、本会の内部組織とし、設置単位の市区町村の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条及び第5条に定める事業を分掌する。

3 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

(支部長)

第72条 支部に支部長を1名置く。

2 支部長は、理事会の決議により別に定める方法により、原則として当該支部に所属する業務執行理事の中から選出する。

## 第12章 補則

(委任)

第73条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める

### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事は、泉賢祐とする。

4 この定款は、2014年6月22日から施行する。

5 この定款は、2015年6月21日から施行する。

6 この定款は、2015年6月26日から施行する。

7 この定款は、2023年4月1日から施行する。

8 この定款は、2025年3月20日から施行する。

9 この定款は、2026年11月29日から施行する。なお、本会の最初の代議員及び予備代議員は、第17条と同様の方法で予め行う代議員選挙において代議員及び予備代議員として選出された者とする。

